

## 柏崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、農業者の経営努力だけでは避けられない様々なリスクに備えるため、農業者に対し予算の範囲内で補助金を交付することで収入保険への加入促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「収入保険」とは、農業経営収入保険事業実施要領（平成30年9月28日付け30経営第1431号農林水産省経営局長通知）に規定する収入保険をいう。

### (交付手続)

第3条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象者)

第4条 交付対象者は、本市に住所を有し（法人にあっては、本店又は主たる事業所を市内に有すること。）、令和7年3月31日までにこの補助金を申請する個人又は法人であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和4年1月1日から令和6年12月31日までの期間に属する日を責任開始日とする収入保険に、新たに加入した者であること。
- (2) 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの期間に属する日を責任開始日とする収入保険に、継続して加入した者であること。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条第1号又は第2号に規定する期間において交付対象者が負担した保険料及び事務費とし、積立金を除く額とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げるところによる。

(1) 第4条第1号に規定する者に対する補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額以内の額とし、150千円を上限とする。

(2) 第4条第2号に規定する者に対する補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額とし、20千円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 交付対象者が補助金の交付を申請するときは、柏崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 第4条第1号又は第2号に規定する責任開始日が判別できる収入保険に加入したことを証明できる書類

(2) 第5条に規定する収入保険料が判別できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、補助金の交付申請は年度ごとに行うものとし、申請の期限は、新潟県農業共済組合が発行する保険証書に記載される年度の末日までとする。

(交付決定及び確定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付する場合にあっては柏崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（第2号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認

めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付の決定の内容又は交付に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定め補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和7年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の柏崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和5年度において、第4条第1号の規定に該当する者であって、改正後の要綱の施行日前に改正前の柏崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付を受けたものについては、第7条の規定による申請を改めて行った場

合に不足分を追加交付するものとする。

別記

第1号様式（第7条関係）

柏崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

柏崎市長 様

住所  
申請者  
氏名

柏崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金の対象となる収入保険に加入したので、柏崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付申請し実績報告します。

記

1 補助金交付申請額及び実績報告額 金 円  
(補助事業に要する経費 円)

2 補助金振込先

振込指定 金融機関名	銀行・農協 組合・金庫		本店・( )支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

3 同意事項

同意事項	左記事項に同意する 場合 <input checked="" type="checkbox"/> を記入
当該補助金の交付決定事務に当たり、当該補助金要件を満たしていることを確認するために必要な範囲において、担当課が柏崎市の保有する税情報（市税の納税状況）を閲覧又は確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

- 添付書類 (1) 収入保険に加入したことが証明できる書類  
(2) 保険料等が判別できる書類  
(3) その他市長が必要と認める書類

様

柏崎市長

印

柏崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった補助事業に対する補助金について、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。

交付決定額	円
確定額	円

- 2 交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる交付申請書兼実績報告書に記載のとおりとする。
- (2) 新潟県柏崎市補助金等交付規則及び柏崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

第3号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

柏崎市長

印

柏崎市農業経営収入保険加入促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった下記事業については、補助金の交付をしないことに決定しましたので通知します。

記

1 理由